

(問合せ先)

	代表 03-5253-8111
総合政策局海洋政策課	海洋政策渉外官 上田 (2. 関係) 内線 24362 直通 03-5253-8266
海事局海洋・環境政策課	専門官 中尾 (1. 及び3. 関係) 内線 43923 直通 03-5253-8636
海事局検査測度課	十川 (4. 関係) 内線 44175 直通 03-5253-8639

平成 28 年 2 月 22 日
総合政策局 海洋政策課
海事局 海洋・環境政策課
検査測度課

国際海事機関 (IMO) 第3回汚染防止・対応小委員会 (PPR3) の開催結果

概要

- ・ 国際海運からのブラックカーボン (BC) 排出に関し、適切なBC計測方法を特定するために、有志国が更なるBC計測を実施することに合意。
- ・ 船上において燃料油中の硫黄分濃度を確認するための燃料油サンプリングガイドライン案に合意。
- ・ 排ガス再循環装置 (EGR) からの排水に関するガイドライン案について、コレスポンデンスグループを設置し、更なる検討を行うことに合意。
- ・ 国際バルクケミカルコード (IBCコード) の貨物の運送要件を定めるための基準の改正作業を概ね完了。

2月15日から19日まで、英国ロンドンのIMO本部において、第3回汚染防止・対応小委員会 (PPR3) が開催されました。我が国からは国土交通省、外務省、環境省、(国研) 海上技術安全研究所、(一財) 日本船舶技術研究協会その他関係機関・団体からなる代表団が出席し、我が国意見の反映に努めました。

主な審議事項の背景・経緯及び審議結果は以下のとおりです。

1. 国際海運からのブラックカーボン排出

(1) 背景・経緯

2010年3月に開催された第60回海洋環境保護委員会 (MEPC60) において、ノルウェー等より、北極域において、船舶のエンジン等から排出されたブラックカーボン (BC) が氷雪上に沈着し、その融解を促進すると考えられることが指摘されました。

これを受け、国際海運から排出されるBCの北極域の環境に与える影響の実態

を把握するため、本小委員会において、国際海運におけるBCの定義、計測方法及び排出抑制方法について段階的に検討が行われることとなりました。2015年1月に開催されたPPR2及び同年5月に開催されたMEPC68において、BCの定義が合意され、現在、適切なBC計測方法の特定に向けた検討が行われています。

(2) 審議結果

今次会合では、我が国より、適切なBC計測方法を特定するため、海上技術安全研究所で実施したBC計測結果を説明するとともに、適切なBC計測方法の特定に向け、更なるBC計測の実施を各国に呼びかけました。我が国意見に多数国が賛同したため、審議の結果、有志国が更なるBC計測を行い、それらの結果を来年1月に開催予定のPPR4に報告することとなりました。

2. 船上での燃料油サンプリングに関するガイドライン

(1) 背景・経緯

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則において、船舶の燃料油中の硫黄分濃度を規制することで、船舶から排出される硫黄酸化物 (SOx) 排出抑制が図られています。MEPC68 において、燃料油中の硫黄分濃度を確認するため、今次会合より船上での燃料油サンプリングに関するガイドラインの作成に関する作業を開始することとなりました。

(2) 審議結果

今次会合では、サンプリングの安全面に配慮すべきとの我が国主張を反映した、船上での燃料油サンプリングに関するガイドライン案が合意されました。今後、同案は、承認のため本年 10 月頃開催予定の MEPC70 に上程することが決定されました。

3. 排ガス再循環装置 (EGR) からの排水に関するガイドライン

(1) 背景・経緯

MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則において、船舶から排出される窒素酸化物 (NOx) 排出抑制が図られており、本年 1 月より北米海域及びカリブ海海域において、NOx 排出値を約 80%削減する規制 (NOx 3 次規制) が開始されています。

NOx 3 次規制を満たすための NOx 排出抑制装置の一種である EGR (燃焼ガスをシリンダー内に導き熱容量を大きくすることにより燃焼温度を下げ、NOx 生成の低減を図る装置) に関し、MEPC68 において、同装置から発生する排水に関する取り扱いが不明確であることから、ガイドラインの作成が必要であるとされ、今次会合より作業を開始することとなりました。

(2) 審議結果

今次会合においては、我が国よりガイドラインの素案を提案していたところ、審議の結果、会期間通信会合（コレスポンドングループ）を設置し、我が国提案をベースに、PPR4での最終化を目指し、検討を行っていくことが決定されました。

4. 国際バルクケミカルコード（IBCコード）の改正

（1）背景・経緯

船舶による液体化学薬品のばら積み運送については、IBCコードの中に、個々の薬品の危険性及び汚染性に応じそれぞれの運送要件が定められています。今次会合では、当該運送要件を定めるための基準の改正案の審議等が行われました。

（2）審議結果

今次会合において、貨物の危険性の評価項目の一つである「アレルギー性」についてより詳細な評価方法が合意されました。これにより、これまで行ってきた一連の改正作業を概ね完了し、PPR4で最終化することとなりました。また、2018年に開催される委員会（海上安全委員会（MSC）及びMEPC）において、同コードの改正案を採択し、2020年7月の発効を目標とする作業計画が合意されました。

以上